

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

公益財団法人 天理よろづ相談所

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人天理よろづ相談所（以下「本法人」という。）定款第14条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- 2 常勤役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 3 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 4 常勤医師の役員は、病院長、副院長をもって常勤役員とし、その他の常勤医師の役員は非常勤役員等の扱いとする。
- 5 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 6 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、役員等に報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 常勤役員には、（別表第1）常勤役員俸給表に基づき年俸制として役員報酬を支給する。
- 3 非常勤役員等には、理事会、評議員会出席の都度、（別表第2）非常勤役員等俸給表のとおり支給する。
- 4 役員等に対して、本法人より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、講師謝金及び執筆謝金として一人一律10,000円を支給することができる。
- 5 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 6 役員等の退任に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退任慰労金を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 本法人の常勤役員の報酬額は、(別表第1)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(報酬の支給)

第5条 本法人の常勤役員の給与は、年俸額を月割りして毎月払いとし、その支給日は本法人の職員給与規定第3条第2項を準用する。

2 非常勤役員等の給与は、通貨で直接その全額を支払うものとする。ただし、法令または別に定めるものがあるときは、給与の一部を控除して支払うことができる。

3 役員等が、月の途中で就任または退任した場合には、執務日数とは係わりなく当月分の全額を支給する。

(退任慰労金の額の決定)

第6条 本法人の退任慰労金の額は、役職別の支給基準に在任した任期を乗じて得た額とする。ただし、中途退任の場合、その当期の在任期間については在任した月数により支給する。

(退任慰労金の支給)

第7条 本法人の役員等の退任慰労金は、役員等として円満に勤務し、かつ任期満了又は、辞任により退任した者に対し、理事会の承認を得て支給するものとする。

2 役員等の退任慰労金は、任期及び役職に応じて(別表第3)並びに(別表第4)の退任慰労俸給表に基づき、理事長が理事会の承認を得てその額を決定し、支給する。

3 役員等の退任慰労金は、退任時に通貨で直接役員にその全額を支払うものとする。

(費用)

第8条 本法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員等には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は本法人の職員給与規程第18条第1項を準用する。

(公表)

第9条 本法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 10条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第 11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成22年12月2日理事会議決)

(別表第1) 常勤役員俸給表

	年 俸 額
理事長	500 万円以内
専務理事	400 万円以内
常務理事	350 万円以内
常勤医師の役員	120 万円以内

(別表第2) 非常勤役員等俸給表

	支給額
理事	2 万円
監事	2 万円
評議員	2 万円
非常勤役員等の医師	2 万円

(別表第3) 常勤役員退任慰労俸給表

	1期	支給基準
理事長	2年	100万円
専務理事	2年	70万円
常務理事	2年	70万円
常勤医師の役員	2年	30万円

(別表第4) 非常勤役員等退任慰労俸給表

	1期	支給基準
理事	2年	10万円
監事	2年	10万円
評議員	4年	20万円
非常勤役員等の医師	2年	10万円